

芝浦工業大学校友会 芝浦技術士会 支部規約（一部改正）

(名称)

第1条 本会は芝浦工業大学校友会「芝浦技術士会」支部と称する。

(目的)

- 第2条 本会は、会員相互の技術研鑽および親睦の向上を図り、芝浦工業大学校友会と、母校、芝浦工業大学の発展に寄与することを目的とする。
2. 本会は芝浦工業大学校友会及び芝浦工業大学との情報交換を密接に行い、芝浦技術士会の保有する技術資源を活用して後輩の育成、社会貢献に資することを目的とする。

(会員)

- 第3条 本会は正会員及び賛助会員をもって構成する。
2. 正会員は芝浦工業大学を卒業し、もしくは芝浦工業大学に関係する、技術士、技術士補、修習技術者および芝浦技術士会理事会（以下、理事会）が承認した者とする。
3. 賛助会員は本会の目的に協賛する個人および法人であって理事会が承認した者とする。

(役員)

第4条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|-----|
| ①支部長 | 1名 |
| ②副支部長 | 若干名 |
| ③事務局長 | 1名 |
| ④幹事 | 若干名 |
| ⑤監査役 | 2名 |
| ⑥顧問 | 若干名 |
| ⑦特別顧問 | 若干名 |
| ⑧支部選出幹事 | 1名 |
2. 前項の支部選出幹事は、全役員の互選により選出し、校友会本部に届けるものとする。また、支部選出幹事に変更があった場合は、役員会の議事録を添えて遅滞無く本部に届出るものとする。

(役員の任務)

第5条 第4条の役員の任務は以下の通りとする。

- | | |
|-----------|---|
| ① 支部長： | 本会を代表し会務を統括する |
| ② 副支部長： | 支部長を補佐し、支部長に事故あるときは副支部長が支部長の職務を代理、代行する。 |
| ③ 事務局長： | 事務局を組織し、校友会本部との連絡・調整、そのほか会務の執行のための各種調整にあたる。 |
| ④ 幹事： | 事務局長を補佐し、他の役員と共に会務の執行にあたる。 |
| ⑤ 監査役： | 本会業務及び財務状況を監査し、総会にて報告する。 |
| ⑥ 顧問： | 会務について諮問に応え意見を述べる。 |
| ⑦ 特別顧問： | 本会の重要決議事項について、諮問に応え意見を述べる。 |
| ⑧ 支部選出幹事： | 当支部の代表として校友会本部の幹事会等に参画する。なお、支部選出幹事は支部長が兼務することができるものとする。 |

(役員を選任、および任期)

第6条 役員は芝浦技術士会の会長、副会長、監事などの役員が兼務することができるものとする。ただし、事務局長については芝浦技術士会および同理事会に事務局長の役職がないため、芝浦技術士会の会員以外の卒業生、または芝浦工業大学の教職員が務めることができるものとする。

2. 役員を選任は本支部の総会において選任するものとする。
3. 役員の任期は選任された日の翌日から3年とする。
4. 役員は任期満了後でも、後任者が選任されるまではその職務を行うものとする。
5. 監査役は他の役職と兼任できないものとする。

(支部総会・役員会)

第7条 支部総会は、期日を決めて年1回開催する定期総会と、役員会が必要と認めた場合に随時開催する臨時総会の2つとする。

2. 役員会は、会長が必要と認めた場合、または役員の3分の2以上の要請により会長が召集する。

(事業年度、会計年度)

第8条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2. 本会の会計年度は事業年度と同様とする。

(会費)

第9条 本会の通常会費は年間1,000円とし、事業年度始めまでに納入する。

2. 本会は支部総会その他特別の会議、会合などの場合は役員会の議を経て臨時総会会費を徴収することができる。

(予算および決算)

第10条 毎年度の予算は総会の議を経て決定する。決算は監査を経て総会の議を経て決定する。

2. 予算、決算は事業報告とともに会員に公表する。

(校友会本部への報告)

第11条 支部規約の変更、支部役員の変更、毎年度の事業計画ならびに事業報告、支部予算・決算報告については総会の承認を経た後、遅滞無く校友会本部も届出るものとする。

(規定にない事項の決定)

第12条 本規約の規定にない事項については役員会が決定する。

(規約の改正)

第13条 本規約の改正は支部総会において行うものとする。

附則

1. 本規約は、本校校友会支部（芝浦技術士会支部）設立の日（平成24年6月2日）より施行する。
2. 本規約（一部改定）は、令和元年6月1日より施行する。